

正倉院文書の訓読と注釈
月借錢解編 第九分冊

宮川 久美
MIYAGAWA Hisami

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第九分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (part of Shoso-in-monjo)
and Explanatory Notes on it

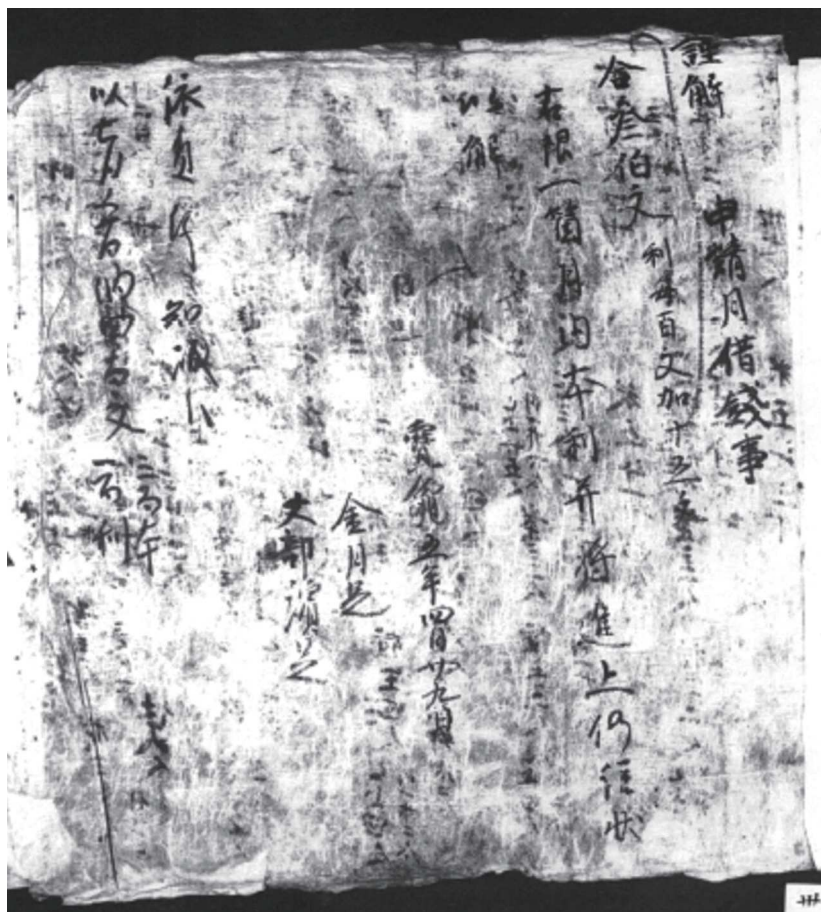
キーワード 知識分 上藤万呂 上氏成 当料給時 二人同心 四人同心

宮川久美
MIYAGAWA Hisami

目次

はじめに	第一分冊の1
凡例	第一分冊の1
月借錢解について	第一分冊の2
本文編(第九分冊では91〜100のみ)	第九分冊の4
補注1(「毎」と「別」)、2(受 相受 專受 請 專請 給 專給 專)、3(返済期限を示す表現)	第一分冊の30
補注4(「成す・成し」)、5(在物板屋)、6(生死同心)	第二分冊の22
補注7(大生子敷)、8(借貸)	第六分冊の46
参考文献追加	第二分冊の25
月借錢解総目録	第二分冊の26

金月足・文部濱足連署月借錢解 二十二ノ四一六〜四一七 続統修四十―二裏第33紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文（利は每百文に十五文を加ふ。）

右は、一箇月の内を限りて本利并せて將に進上せむ。仍りて状を注して以て解す。

實龜五年四月廿九日 金月足

文部濱足

（別筆・朱）
一員に依りて行へ 知識分

（返書記録・朱）
一七月五日を以て四百文を納む。〈三百は本、一百は利〉

注釈

参佰文 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』「文字の形と語の識別―「参」の二つの字形」参照。「佰」も一画少ない字体。写真参照。

每百文 百文ごとに。7の注釈「每百」、補注1参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。2の注釈および1の注釈「本利共備」参照。

知識分 貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参照。「知識」は結縁のため、造仏・写経などに私財を寄進すること。

金月足 経師。月借錢解では3 29 42 52 66 68 83 91 101 104に見える。3参照。（こむのつきたり）

文部濱足 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解では2 29 34 52 62 66 75 91 104 106に見える。

謹解 申請月借錢事

合參伯文利每百文加十五文

右、限一箇月内、本利并將進上、仍注狀、以解、

寶龜五年四月廿九日

金月足

丈部濱足

^{〔1〕}依員行知識分

^{〔2〕}以七月五日納四百文三百本
一百利

上馬養父子連署月借錢解 二十二ノ四一七ノ四一八 続続修四十一四裏第127紙



訓読文

謹みて啓す。借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢參貫文。質物は家一區

右件の錢は一箇月之間、恐る恐る請ふ所件の如し。謹みて啓す。

寶龜五年五月十六日 上馬養

男上藤万呂

上氏成

注釈

家一區 家屋敷一區画。

上馬養 かみのまかひ 校生・東大寺写経所領・案主・主典。1参照。

上藤万呂 かみのかじまる 上馬養の男。装演。藤麻呂にも作る。宝龜四年に見える。月

借錢解では9293のみに見える。

上氏成 かみのおちなり 上馬養の男。校生。宝龜四年から七年に見える。月借錢解では

ここのみに見える。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

一箇月 「箇」の字体は「簡」に作る。写真参照。

*92と93は一紙に続けて書かれており、多く、抹消にかかっている(写真参照)。裁可記録も返済記録もなく、下書きと考えられる。

謹啓 申請借錢事

合錢參貫文 質物家一區用(異筆下同)
○(參貫文)
〔字面ニ書ス〕

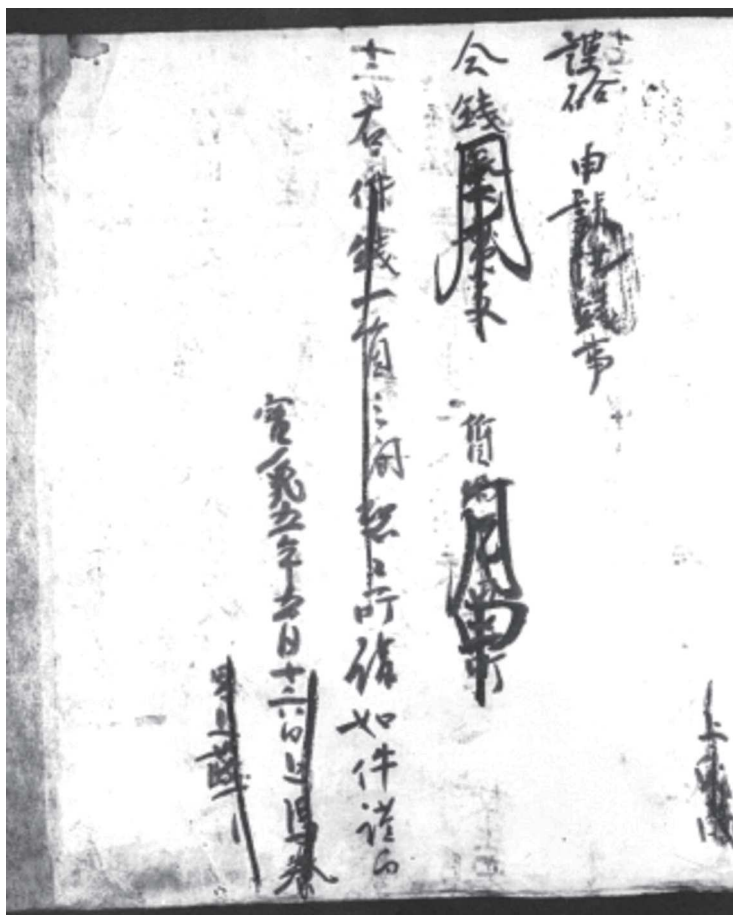
右、件錢、一箇月之間、恐々所請如件、謹啓、

寶龜五年五月十六日上馬養

男上藤万呂

上氏成

上馬養父子連署月借錢解 二十二ノ四一八 続続修四十一四裏第127紙



訓読文

謹みて啓す。借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢參貫文。質物は口分田二町

右件みぎの錢は一箇〔月〕之間、恐る恐る請ふ所件の如し。謹みて白す。

寶龜五年五月十六日 上馬養

男上藤万呂

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

一箇〔月〕之間 「月」を書き落としている。「箇」の字体は「箇」に

作る。写真参照。

上馬養 かみのまかひ 校生・東大寺写経所領・案主・主典。1参照。

上藤万呂 かみのふじまる 上馬養の男。「万呂」の字体、写真参照。

* 92と93は一紙に続けて書かれており、多く、抹消にかかっている(写真参照)。裁可記録も返済記録もなく、下書きと考えられる。

謹啓 申請借錢事○「請借錢」及ビ「參貫文」
「ノ字面ニ書ス」

合錢參貫文 質物口分田二町○「物口分田二町」
「ノ字面ニ書ス」用甲

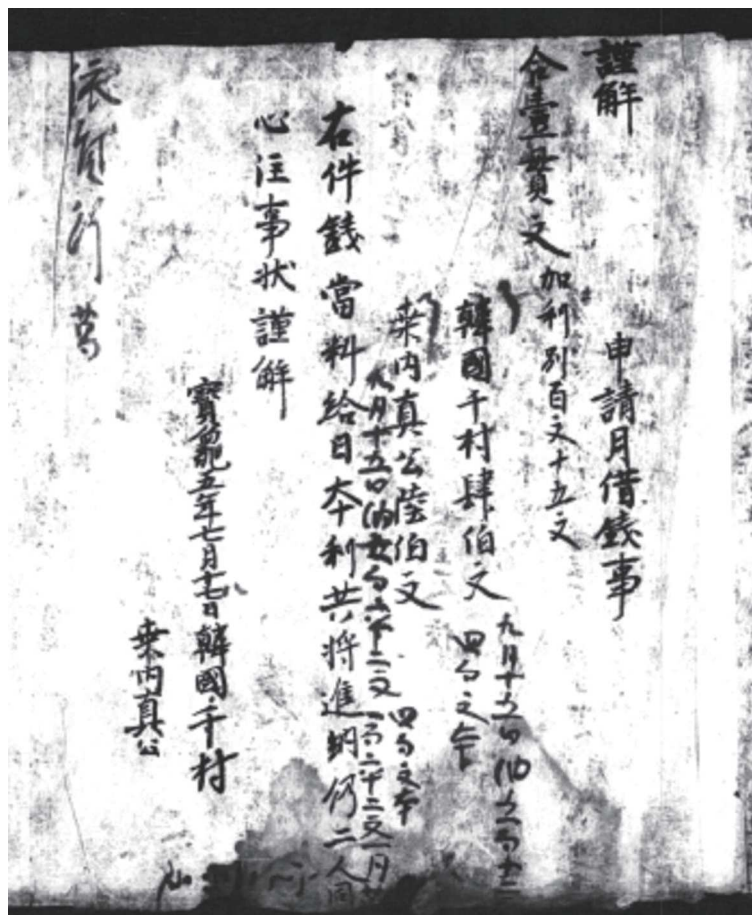
右、件錢、一箇(月賦)之間、恐々所請如件、謹白、

寶龜五年五月十六日上馬養

男上藤万呂

韓國千村・栗内眞公連署月借錢解 二十二ノ四二八ノ四二九

統緒修四十一一裏第70紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文。 〈利は別百文に十五文を加ふ〉

韓國千村 肆佰文

栗内眞公 陸佰文

右件の錢は料を給はらむ日に當りて本利共に將に進納せむ。仍りて二人同心にして事の状を注して謹みて解す。

寶龜五年七月十八日 韓國千村

栗内眞公

「員に依りて行へ 葛」

（別筆！朱） 九月十五日、五百十二文を納む 四百文本

（別筆？朱） 九月十五日、五百六十二文を納む 〈四百文本は本、一百六十二文は一月廿四日の利〉

（別筆？朱） 一定二百文

注釈

別百文 百文ごとに 正格の漢文の語順では「百文別」、7の注釈「每百」、補注1参照。

韓國千村 經師。辛国連毛人の子。義部省史生、大初位上。天平宝字二年から宝龜八年まで見える。月借錢解ではこのみに見える。

肆佰文 「肆」は「四」の大字。「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

栗内眞公 經師。月借錢解では15 21 28 62 76 87 94 96 103に見える。15参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

謹解 申請月借錢事

合壹貫文加別百文十五文

韓國千村肆伯文九月十五日納五百十二文
四百文本

桑内眞公陸伯文

右件錢當料給日、本利共將進納九月十五日納五百六十二文四百文本
一月廿四日二百六十二文仍二人同心、注事狀謹解定二百文

寶龜五年七月十七日八韓國千村

桑内眞公

依員行葛八

當料給日 「当」はちようどその時にという意味を表す前置詞。「料給日」は料をいただく時。4の注釈および補注3参照。

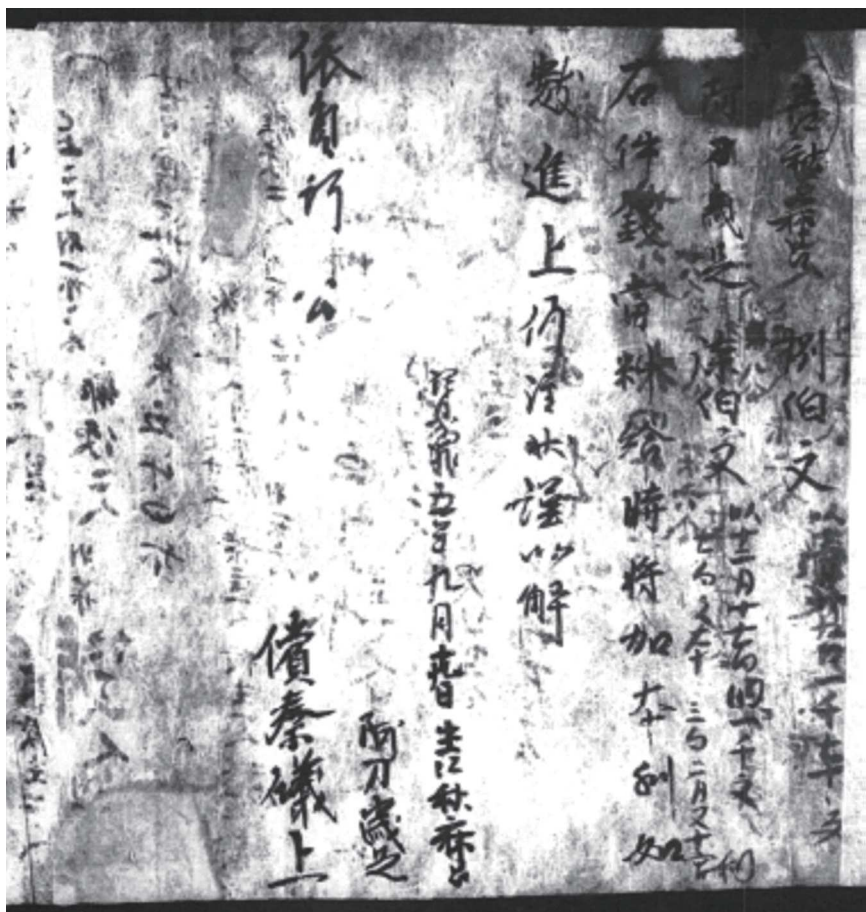
本利共 元本も利息もともに。1の注釈「本利共備」参照。

二人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

葛 造東大寺司主典葛井荒海のこと。『日本古代の王権と社会』所収山下有美「月借錢再考」によれば、「葛井主典」の注記は彼が財源として提供した錢であることを記す。1の注釈「司」、10の注釈「葛井典之」参照。

定 残りの意。負債の残高。『名義抄』に「トドム」の訓がある。

生江秋麻呂・阿刀歳足月借錢解 二十二ノ五八五ノ五八六 統統修四十一一裏第81紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢壹貫伍佰文

生江秋麻呂 捌佰文

阿刀歳足 漆佰文

右件の錢は料を給はらむ時に當りて將に本利加へて數の如く進上せむ。仍りて状を注して謹みて以て解す。

寶龜五年九月十九日 生江秋麻呂

阿刀歳足

一償 秦儀上

(別筆・朱)
一員に依りて行へ 公

(返寄記録1・朱)
一十二月十七日を以て一千文を納む 七百文は本、三百〔文〕は二月又

十六日の利

(返寄記録2・朱)
一十一月廿九日を以て一千七十文〔を納む〕

注釈

伍佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

生江秋麻呂 経師。宝龜三年から宝龜五年に見える。月借錢解では95 97 に見える。

阿刀歳足 経師。安都・年足にも作る。宝龜五年から奉写一切経所に出 仕、宝龜六年間で見える。天平十七年にも見える。安都宿禰年足と同一 人物か否か明らかでない。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

當料給時 「当」はちようどその時にという意味を表す前置詞。「料給

謹解 申請月借錢事カ

合錢壹貫伍伯文

生江秋麻呂

捌伯文

以十一月廿九日(納取カ)一千七十文

阿刀歲足

柒伯文

以十二月十七日納一千文
七百文本(金取カ)二月又十六日利

右、件錢、當料給時、將加本利如數進上、仍注狀、謹以解、

寶龜五年九月十八日(九)生江秋麻呂

阿刀歲足

依員行 公

償秦儀上

養 (養カ)
(紙繼目)

日」は料をいただく時。4の注釈および補注3参照。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。
はたのじそがみ

秦儀上 経師。石上・儀髪にも作る。月借錢解では327994に見える。

公 貸付金の財源を示す。個人の銭と考えられている。1の注釈「司」

参照。

*95と96は継文で、紙継ぎ目に「養」(上馬養のサイン)の裏書きあり。

『大日本古文書』はこれらを「経師等月借錢解継文」と名付けている。

本稿は原則として『大日本古文書』の文書名に従ったが、ここでは、月借錢解を差し出した人の名がわかるように文書名を付した。



訓読文

栗内真公解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳佰文（利は百別に十五文）

右件の錢は料を給はらむ日を限りて本利并せて將に進納し了らむ。状を注して以て謹みて解す。

實龜五年八月十三日

償人 物部常石

〔別筆・生〕
「員に依りて行へ 葛」

〔返寄記録・生〕
「九月廿一日、二百卅六文を納む。〈二百文は本、卅六文は一月又六日の利〉」

注釈

栗内真公 經師。月借錢解では15 21 28 62 76 86 93 95 102に見える。15参照。

百別 百文ごとに 正格の漢文の語順である。7の注釈「毎百」、補注1参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

物部常石 經師。月借錢解では49 57 63 76 96に見える。49参照。

葛 造東大寺司主典葛井荒海のこと。『日本古代の王権と社会』所収山下有美「月借錢再考」によれば、「葛井主典」の注記は彼が財源として

桑内眞公解 申請月借錢事

合貳佰文 利百別十五文

右件錢限料給日、本利并將進納了、注狀、以謹解、

寶龜五年八月十三日 償人物部常石

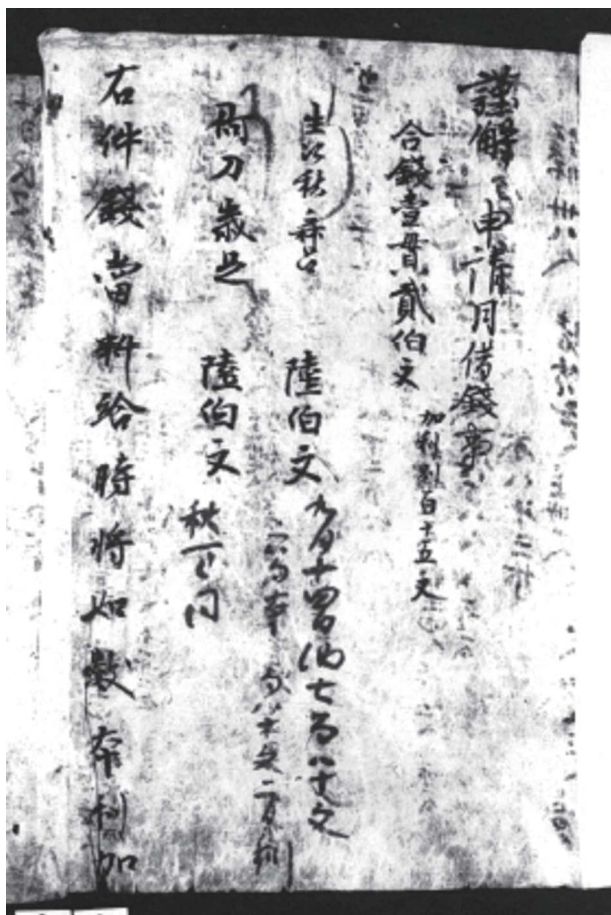
依員行葛

九月廿一日納二百卅六文二百文本
卅六文一月又六日利

〔註〕
〔寶龜日〕

提供した錢であることを記す。1の注釈「司」、10の注釈「葛井典之」参照。

生江秋麻呂・阿刀歳足月借錢解 二十二ノ五八七 続続修四十一―二裏第65紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて銀壹貫貳佰文（利は別百に十五文を加ふ）

生江秋麻呂 陸佰文

阿刀歳足 陸佰文

右件の銭は料を給はらむ時に當りて將に數の如く本利加へて

（返書記録・巻） 九月十四日、七百八十文を納む。 （六百は本。百八十文は二月の

利）

（返書記録・巻） 一秋万呂同

注釈

貳佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。以下同。

別百 百文ことこの意。正格の漢文では「百別」とあるべき。7の注釈

「毎百」、補注1参照。

生江秋麻呂 経師。宝龜三年から宝龜五年に見える。月借錢解では96 97

に見える。

阿刀歳足 経師。安都・年足にも作る。月借錢解では94 96に見える。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

當料給時 「当」はちようどその時にという意味を表す前置詞。「料給

日」は料をいただく時。4の注釈および補注3参照。

本利加 「加本利」が正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

謹解 申請月借錢事

合錢壹貫貳伯文 加利別百十五文

生江秋麻呂 陸伯文 九月十四日納七百八十文
六百本 百八十文二月利

阿刀歲足 陸伯文 秋万呂同

右、伴錢、當料給時、將如數本利加

他田嶋麻呂等月借錢解 二十二ノ五八七ノ五八八 続続修四十一ノ二裏第66紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参貫陸佰文（利は百別に十五文）

他田嶋麻呂 一貫文 刑部真主 八百文

音太郎野上一貫文 占部忍男 八百文

右件の錢者、四人同心にして、料を給はらむ日に當りて本利共に

一員に依りて行へ 公

九月十三日、一千三百十五文を納む。〈二千は本〉

嶋麻呂に同じ

九月十四日、八百五十二文を納む

九月十四日、七百五十二文を納む。 五百文は本、二百五十二文 二

月

注釈

参貫陸佰文 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』「文字の形と語の識別——「参」の二つの字形」参照。「佰」

も一画少ない字体。写真参照。

百別 百文ごとに 正格の漢文の語順である。7の注釈「每百」、補注

1参照。

他田嶋麻呂 嶋万呂にも作る。宝龜元年から宝龜七年に見える。月借錢解

では749525798103に見える。

刑部真主 経師。天平宝字六年から宝龜六年まで見える。月借錢解では

謹解 申請月借錢事

合参貫陸伯文 利百別十五文

他田嶋麻呂一貫文 考九月十三日納一千三百十五文二千本

刑部眞主八百文 考九月十四日納八百五十二文

音太郎野上一貫文 考嶋万呂同依員行公

占部忍男八百文 考九月十四日納七百五十二文

右件錢者、四人同心、當料給日、本利共

五百文本 二百五十二文

32 51 79 98 103 に見える。

音太郎野上 おとほべのがみ 經師。月借錢解では 38 51 60 98 に見える。38 参照。

占部忍男 うらべのおしを 經師。月借錢解では 14 49 62 86 98 103 に見える。14 参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

當料給日 「当」はちようどその時にという意味を表す前置詞。「料給日」は料をいただく時。4の注釈および補注3参照。

四人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

本利共 元本も利息もともに。1の注釈「本利共備」参照。

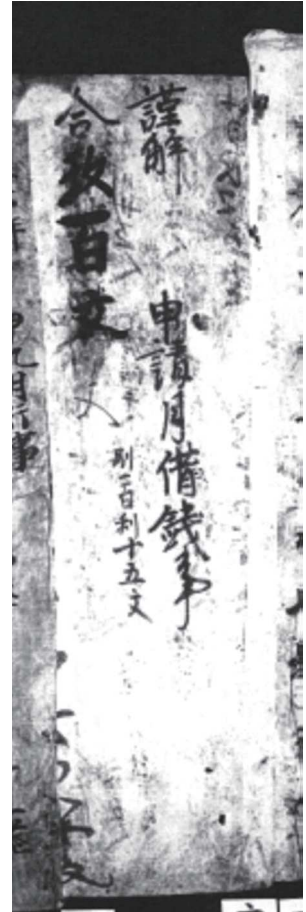
*返済記録1は他田嶋麻呂のもの。月利15%で計算すると、二ヶ月と三日の利息と元本を返済している。

*返済記録2は音太郎野上のもの。嶋麻呂と同じ、としている。月借錢解の返済記録は同じ内容でも、それぞれの人について繰り返し明記するのが普通で、このような省略は珍しい。「依員行」という裁可記録の位置から考えても、スペースがなかったためであろう。

*返済記録3は刑部眞主のもの。納めた金額だけかかれ、内訳が書かれていない。

*返済記録4は占部忍男のもの。七百五十二文の返済金の内訳は、五百文が元本、二百五十二文は八百文に対する二ヶ月と三日の利息。

氏名闕月借錢解 二十二ノ五八八 統統修四十一二裏第63紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて玖百文（別いっぴやくごと一百に利は十五文）

注釈

別一百 一百文ごとの意。正格の漢文では「二百別」とあるべき。7
の注釈「每百」、補注1参照。

*この文書は後欠である。

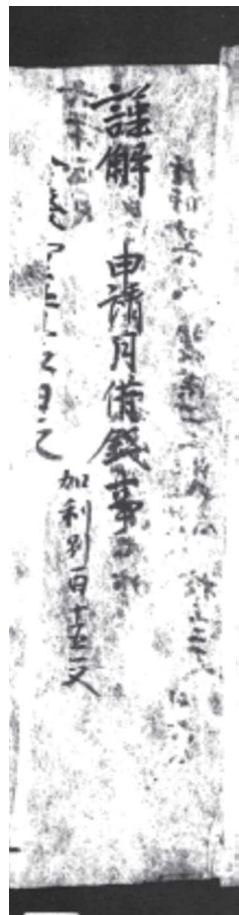
謹解

合玖百文

申請月借錢事

別一百利十五文

氏名闕月借錢解 二十二ノ五八八 統統修四十一三裏第2紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢壹貫五百文（利、別百ひやくとに十五文を加ふ）

注釈

別百 百文ごとの意。正格の漢文では「百別」とあるべき。7の注釈

「每百」、補注1参照。

謹解 申請月借錢事

合錢壹貫五百文

加利別百十五文

付記

写真の使用は宮内庁正倉院事務所に届け出た。積文は、東大資料編纂所に転載許可を頂いて『大日本古文書（編年）』の積文を原文の体裁のまま転載した。いずれも便宜を図っていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

(二〇〇九年二月九日)

(二〇一八年十二月九日補訂)